

### 被災者生活再建支援金

# 被災者生活再建支援金(基礎支援金)の申請期間を延長します

▲ 福祉課 総合福祉係 ☎ 22-3167

## 概

### ●申請受付

【現行】平成30年5月13日 → 【延長後】 平成31年5月13日まで ※災害のあった日から37ヶ月の間まで

### ●対象となる被災世帯

阿蘇市内に居住の世帯で被災により、

- ▷住宅が大規模半壊した世帯 ▷住宅が全壊した世帯
- ▷住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯
- ▷敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ※支援金の申請者は、被災世帯の「世帯主」となります。

### ●支援金の支給額

区分		基礎支援金
複数世帯 (世帯の構成員が複数)	全壊世帯	100万円
	大規模半壊世帯	5 0 万円
単身世帯 (世帯の構成員が単数)	全壊世帯	75万円
	大規模半壊世帯	37.5万円

### ●申請に必要なもの

### ≥全ての世帯

- ①被災者生活再建支援金支給申請書 ※申請手続きをする際、ご記入頂きます。
- ③住民票(世帯全員のもの) ②り災証明書
- ④振込口座の通帳の写しまたはキャッシュカードの写し (金融機関名、取引店名、種目、口座番号、世帯主名義「フリガナ名」が印字された部分)
- ▶住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯(①~④に加えて)
  - ⑤滅失登記簿謄本(閉鎖事項証明書)
- ▽敷地に被害が生じたため、住宅をやむを得ず解体した世帯(①~④に加えて)
  - ⑥滅失登記簿謄本(閉鎖事項証明書)
  - ⑦敷地被害を証明する書類(敷地の修復工事の契約書等の写しなど)

る被

金)の 災者住宅再建支援金(基礎 |被害状況に応じて支給す||本地震で被災し11~ 申請期間が延長とな

> お済でない方は期間内に手続 で です。対象となる世界りました。詳細は左昇 帯 記 で 0) 申

請お

がり

CITY-INFORMATION

良質の住宅をできるだけお安くご提供します



応中央区水前寺4-54-4 ☎096-213-1500 営業時間/9:00~18:00、年中無休 県住協 検索 会社法人等番号 3300-05-009148

即図面・見積もり作成します(無料)。

広告



# 後期高齢者医療

# 高齢者医療保険料率と軽減措置のお知らせ

▲ ほけん課 高齢者医療係 ☎ 22-3145

### 保険料年額の算出方法(平成 29 年から変更なし)



※保険料の上限額は年額57万円から62万円に変更となります。

軽 て 者 んぽ 度 など 険 減 11 保ま は た 険た、 、健保組合、共済組合の加入者など) 域 本 昨 率 が 方 れ の所 連県 を 年 0 見 ま 加得 合 後 度 見 保 直 す が険 で 期 入が ま 直 さ 八者に らでと 低 は高 料 れ て 2 齢 ます。( 11 は 同 部 扶 年 者 方 継 率 ま 軽 養 P 医 続 す。 で 減 して さ 被 療 す。 割 れ 用

### **所得が低い人の軽減**(5割・2割軽減対象者の拡大)

●保険料の均等割額の軽減(被保険者全員が等しく負担する保険料)

条件 【世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等】	<b>軽減率</b> 【保険料均等割額】
「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで所得が0円となる場合	<b>9</b> 割
「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯	8.5 割
「基礎控除額(33 万円)」+「27 万 5 千円×世帯の被保険者数」を超えない世帯(対象者拡大)	5 割
「基礎控除額(33万円)」+「50万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯(対象者拡大)	<b>2</b> 割

※均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。 また、年金所得については、15万円を控除した額で判定します。

●保険料の所得割額の軽減(所得に応じて負担する保険料)

<b>条件</b> 【被保険者の総所得金額等】	軽減率【保険料所得割額】		
「基礎控除(33万円)」+58万円を超えない人	(平成 29 年度) <b>2</b> 割	<b>→</b>	(平成 30 年度) <b>軽減なし</b>

### 被用者保険加入者に扶養されていた方の軽減 (7割軽減→5割軽減へ見直し)

(平成 29 年度) (平成 30 年度) 均等割額 **7**割軽減 均等割額 **5**割軽減

※所得割額はかかりません。

※対象者…資格を得た日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた人

### 後期高齢者医療保険料の支払方法

後期高齢者医療保険料は、特別徴収(年金からの差し引き)または普通徴収(納付書又は口座振替)により納めることになります。

特別徴収

年金から差し引いて納付する方法。年金受給額が年額18万円以上あり、後期高齢者 医療保険料と介護保険料の合算額が年金額の1/2を超えない方が対象

普通徴収

特別徴収の対象者以外の人が、納付書または口座振替で納付する方法

CITY INFORMATION



国保•後期高齢者医療

# 入院時食事療養費及び入院時生活療養費が一部改定されます

▲ ほけん課 国保·年金係、高齢者医療係 ☎ 22-3145

### 概要

- ●入院時食事療養標準負担額(一般病床、精神病床に入院したとき)
- ○食費(1 食につき) 住民税課税世帯 460 円 指定難病患者、精神病床入院患者(経過措置対象者)の食費は据え置かれます。
- ●入院時生活療養標準負担額(医療療養病床に入院したとき)

入院している方のうち「医療の必要性の高い方」についてのみ、変更になります。

- ▷居住費(1 日につき) 370円
  - 指定難病患者、老齢福祉年金受給者は居住費の負担はありません。
- ○食費(1 食につき) 住民税課税世帯 460 円 保険医療機関の施設基準等により 420 円の場合もあります。 指定難病患者、精神病床入院患者(経過措置対象者)の食費は据え置かれます。
  - ※国民健康保険被保険者については65歳以上の方が対象となります。

時生活療養費が一部改定されの入院時食事療養費及び入院の入院時食事療養費及び入院の4月から

### あん摩マッサージ・鍼きゅう等施設利用券を交付しています

市では国民健康保険被保険者には年間20枚、後期高齢者医療被保険者には年間10枚の施設利用券を交付しています。(年間とは4月~翌年3月までの1年間です。)

1回の施術で1,000円の助成が受けられますので、必要な方は保険証、印鑑を持参のうえ、市役所ほけん課または各支所に申請してください。

代理の方が申請される時は、必要な方の保険証、 印鑑と代理の方の運転免許証などの本人確認書類 を持参ください。

### 《注意事項》

- ※保険料の滞納がある場合は交付枚数を制限させて いただくことがあります。
- ※施設利用券は本人以外利用できません。 (家族であっても券を譲渡することはできません)
- ※紛失した場合、再発行はできませんのでご注意く ださい。

CITY INFORMATION

# 

- 来院困難な患者様は 訪問診療、訪問看護、訪問リハビリ でお支え致します
- 血管年齢・骨年齢等を測定し、健康寿命を延ばす診療 をします
- 眠れない・ロが乾く・不意に眠くなる等の症状がある方に **睡眠時無呼吸症候群** の 検査及び治療を行っています



医療法人 坂梨ハート会

さかなしハートクリニック

阿蘇市小里249の2

広告



# 合併処理浄化槽を設置する場合は補助金が交付されます

▲ 住環境課 下水道係 ☎ 22-3169

は

を

除

< す

生 る

活

雑 け 卜

を

水水理

洗浄

化化

だは

でイ

لح

## 概要

### ●補助対象地域

阿蘇市内で公共下水道認可区域以外の地域

### ●補助の対象

補助対象地域に住所を所有し、住居を目的とした住宅に浄化槽を設 置する方(貸家、アパート、事務所などは対象となりません)

### ●補助の額

▷新築等(新築又は合併処理浄化槽の更新) 5人槽/168,000円 7人槽/207,000円 10 人槽 / 2 7 6, 0 0 0 円

▷転換等(汲み取り、単独浄化槽から更新) 5人槽/332,000円 7人槽/414,000円 10 人槽 / 5 4 8,000円

### ●注意事項

- ▷補助金交付決定通知を受けてから工事を行ってください。 ※申請前や決定通知前に着工している場合は、補助の対象となりません。
- ▶浄化槽の設置工事は、3月中旬までに完了する必要がありますので、 新築や増改築の場合は工事期間にご注意ください。
- ▷補助金の振り込みは、確認検査を行った後となります。

欠 を 合 事 河 Ш 併場雨 等 洗 理 面 排 浄 所 水 化 するも 槽 風 内 呂 で 場 処な排

環 助 左 を 境 0 記 お 課 対 の 併 願 要 処 象 下 侔 理 水 を 浄 道 ます ŋ 満 化 係 ま た 槽 す を 申 場 の 合、 で、 備 手

住補

続

# 公共下水道認可区域で熊本地震により被災した場合の合併処理浄化槽整備費用補助

### 要

### ●補助対象地域

阿蘇市内の公共下水道認可区域の未整備地域

補助対象地域に住所を所有し、居住を目的とした住宅に浄化槽を設 置する方(貸家、アパート、事務所などは対象となりません)

### ●補助の額

5人槽/332,000円 7人槽/414,000円 10 人槽 / 5 4 8,000円

### ●注意事項

- ▷浄化槽の工事は、工事を実施する年度の3月中旬までに完了する必 要がありますので、工事期間には十分、ご注意ください。
- ▷補助金の振り込みは、確認検査を行った後となります。
- ○平成28年4月14日以降の工事完了分が補助対象となります。

記 費用 0 布 要 設替 合 の 件 併 地 に該当する場 「えをす 処 震 部 理に で補助 ょ 浄 っる方 り 化 被 します 槽 合 で、 災 0 Ų 整 左 設



## 空き家バンク制度

# 「空き家バンク制度」を活用ください

▲ まちづくり課 地域振興係 ☎ 22-3318

### 手続きの流れ

- ●空き家を貸したい・売りたい所有者は、物件の登録を市に申し込みます。 ※老朽化が著しいものまたは大規模な修繕が必要なものは登録できません。適 正に管理され入居可能な物件が対象です。
- ②空き家を借りたい・買いたい方は、市に利用の登録を申し込みます。
- ❸市は上記●・②の申込みがあった場合、内容を確認のうえ、阿蘇市空き家バン クに登録します。また、物件については、市のホームページに掲載し、情報提 供をします。
- ■2の利用登録者は、希望物件があった場合、市に交渉の申込みをします。
- ⑤市は●の物件登録者に利用希望があったことを通知します。
- ⑥交渉・契約などは物件登録者と利用登録者の間で行いますが、物件登録者は (一社)熊本県宅地建物取引業協会へ媒介等を依頼できます。(所定の手数料 が必要です。)
- ●申込先 まちづくり課 地域振興係 ☎ 22-3318

設して たい・売りたい所有者と、空き この制度は、 呵 蘇市空き家バンク」を開 います 、空き家 を貸

住 定は 住 地 促進 方創 の 生 環とし

空き家 に登 が を 定住の促進と地 録 借 の 呵 り 滋藤市 有効活用を行 た 双方合意の 11 空き家 買 11 域 た の ン 利 ク

化を図るものです。 いもとで い、移 活

空き家住宅の所存 空き家所有者 空き家バンク ●ホームページなどで物件 調 査・確 認 の情報提供 ●所有者・利用希望者の登録 ●相談・マッチングなど 有者 ・問い合わせ ·相 談 貸したい・売りたい ·物件登録 媒介など (一社)熊本県宅地建物取引業協会 当事者間で売買・賃貸借の交渉・契約

(住み替え希望者など 空き家利用希望者 借

空き家の

情報提供

・問い合わせ

•相 談

•利用登録

媒介など

りたい・ · 買い たい 物件情報や詳細は阿蘇市 ホームページをご覧くだ さい。

登録申込書も阿蘇市ホー ムページからダウンロー ドできます。

検索サイトで 阿蘇市 空き家

CITY INFORMATION

アレルギー性鼻炎・気管支喘息などアレルギー疾患でお困りの方

火曜•木曜•土曜

午前:9時~12時

午後:2時~5時

医療法人社団 坂梨会 阿蘇温泉病院

お問い合わせ 0967-32-0881(代表)

療